さらに、歩道が整備されていないため本路線を利用する歩行者及び自転車通行者は非常に危険な状態にさらされている。

このような状況に対処するため、本件区間を現道拡幅方式で改築を行う本件事業が計画されたもので、本件事業の完成により自転車歩行者道を有する2車線道路が整備されることで、幹線道路としての安全かつ円滑な交通を確保することが可能となる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査したところ、大気質、振動及び騒音については環境基準等を満足すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財や希少な動植物は見受けられないが、文化財が新たに発見された場合には、起業者は関係機関と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、慢性的な交通混雑の緩和及び安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき現道を拡幅して2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間を施行するに当たっては、東側ルート案、現道拡幅案（以下「申請案」という。）と西側ルート案の3案について具体的検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は地域の土地利用に与える影響が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、幅員が4.5～6.0mの狭小な道路で歩道が未整備であることから交通混雑が発生し、幹線道路としての機能が著しく低下している。また近年、自動車交通量も増加して歩行者及び自転車の事故の可能性が高まっていることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。また、本路線は熊本都市圏都市交通アクションプログラムの道路関係プロジェクトとして整備促進が位置付けられている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県上益城郡益城町役場

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
室蘭市東町二丁目四番一三地内	前	二五・六四～二七・二七	〇・〇一七キロメートル
	後	二五・八五～二七・四四	〇・〇一七キロメートル
四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部			
二　道路の種類　一般国道			
一　路線名　三十九号			
三　道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇八四林班ろ小班地内	前	六九・二三一～一五一・一七	〇・〇八七キロメートル
	後	六九・二三一～一四九・九〇	〇・〇八七キロメートル
四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部			
二　道路の種類　一般国道			
一　路線名　二百三十五号及び二百三十七号			
三　道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字緑町一一番一六から同町字緑町二番一まで	前	二五・三一～三二・五〇	〇・四〇八キロメートル
	後	二五・三一～六七・八九	〇・四二八キロメートル
四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部			
四　道路の種類　一般国道			
一　路線名　二百三十五号			
三　道路の区域			
区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道標津郡標津町字崎無異六番三から同町字崎無異七番四まで	前	二一・八〇～二四・〇〇	〇・〇五八キロメートル
	後	二四・八〇～二七・〇〇	〇・〇五八キロメートル
北海道標津郡標津町字忠類一番四地内	前	二二・〇〇～二二・一〇	〇・〇九五キロメートル
	後	二二・〇〇～四〇・三〇	〇・〇九五キロメートル
四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部			